

新規申請

18歳未満

書類判定

下記のいずれかの認定の際に使用した1年以内の診断書が必要となります。

- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当

直接判定

児童相談所による判定が必要となります。判定を受けてから、健康福祉課に申請を行うようにしてください。詳細については、お近くの児童相談所へお問い合わせください。

18歳以上

書類判定

下記のいずれかの認定の際に使用した1年以内の診断書（ただし、受給もしくは交付決定を受けていること）が必要となります。

- ・特別児童扶養手当診断書
- ・障害児福祉手当
- ・障害基礎年金
- ・特別障害者手当

※50歳以上の方の新規申請は書類判定を行うことができませんので直接判定となります。また、各種手当の認定通知書等の写しも必要となります。

直接判定

福島県障がい者総合福祉センターによる判定が必要となります。

相談判定会について

- ・巡回によるもの
- ・来所によるもの

があります。

あらかじめ日程が決まっているので、健康福祉課までお問い合わせください。

南会津町役場健康福祉課

程度確認

18歳未満

書類判定

下記のいずれかの認定の際に使用した1年以内の診断書が必要となります。

- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当

直接判定

児童相談所による判定が必要となります。判定を受けてから、健康福祉課に申請を行うようにしてください。詳細については、お近くの児童相談所へお問い合わせください。

18歳以上

書類判定

下記のいずれかの認定の際に使用した1年以内の診断書（ただし、受給もしくは交付決定を受けていること）が必要となります。

- ・特別児童扶養手当診断書
- ・障害児福祉手当
- ・障害基礎年金
- ・特別障害者手当
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・障害支援区分認定（医師意見書）

※各種手当の認定通知書等の写しも必要となります。

直接判定

福島県障がい者総合福祉センターによる判定が必要となります。

相談判定会について

- ・巡回によるもの
- ・来所によるもの

があります。

あらかじめ日程が決まっているので、健康福祉課までお問い合わせください。

南会津町役場健康福祉課